

第7次愛媛県地域保健医療計画概要（医療法第30条の4）

（※下線は、中間見直し（令和4年3月）に係る変更・追加箇所）

1 策定趣旨・記載事項

- 各都道府県が、厚生労働大臣が定める基本方針等に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における切れ目のない地域の医療提供体制の確保を図るために策定
- 圏域ごとの基準病床数により医療提供の量(病床数)を管理し、医療機能の分化・連携の推進等の医療の質(医療連携・医療安全)を評価するとともに、数値目標等によりPDCAの政策循環の仕組みを強化
- 5疾病・5事業及び在宅医療ごとに、必要な医療機能（目標、医療機関に求められる事項等）を記載し、地域の医療連携体制の構築を図るとともに、住民・患者への情報提供を推進
- 医師、看護師等の医療従事者の確保や医療の安全の確保等についても記載

5 疾病	がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病、精神疾患
5 事業	救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療

2 計画期間

- 平成 30（2018）年度から令和 5（2023）年度までの **6 年間**
- 令和 4 年 3 月に中間評価・見直しを実施（現行計画の方向性を基本的に維持しながら、これまでの取り組みや数値目標の進捗状況を整理し、評価・分析の上、必要に応じて目標値を変更・再設定）

3 基本理念

(1)	必要な地域医療の確保	地域の実情に応じた医療機能の充実、医師確保対策の推進等に取り組み、地域で必要とされる医療を確実に提供できる体制の整備を目指す。
(2)	医療機能の分化・連携の推進	5 疾病・5 事業及び在宅医療に必要な医療機能の充実と将来の医療需要を見据えた医療機能の分化・連携を進め、効率的で質の高い医療提供体制の整備を目指す。
(3)	患者本位の医療の実現	患者や県民に対して医療サービスの選択に必要な情報を提供するとともに、患者本人が求める医療サービスを提供するなど患者本位の医療の実現に取り組む。
(4)	健康で安全な地域社会の確立	特定健診・特定保健指導等の着実な実施のほか、感染症や食中毒等に対する関係機関の連携など、関係者が連携した主体的な健康づくりの取り組みや健康危機管理体制の整備を推進する。
(5)	地域包括ケアシステムの構築	地域の実情に応じて、医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される体制の構築を図る。特に包括的かつ継続的な在宅医療と介護の一体的な提供に取り組む。

4 保健医療圏の設定と病床の整備

(1) 保健医療圏の設定

一次保健医療圏	日常医療に密着した、頻度の高い医療需要に対応する区域	市町を単位とした地域
二次保健医療圏	一般の入院医療に対応する区域	6 圏域（宇摩、新居浜・西条、今治、松山、八幡浜・大洲、宇和島）
三次保健医療圏	高次の医療需要に対応する区域	県全域（サブ圏域 東予、中予、南予）

(2) 基準病床数

病床種別	圏域名	基準病床数		既存病床数 (H29.11.30時点)
		第6次計画	第7次計画	
療養病床及び 一般病床	宇摩	573	720	1,055
	新居浜・西条	2,272	1,859	2,989
	今治	1,491	1,510	2,228
	松山	8,113	6,300	8,048
	八幡浜・大洲	1,249	1,394	1,765
	宇和島	1,467	1,259	1,780
	計	15,165	13,042	17,865
精神病床	全県	4,569	3,662	4,739
結核病床	全県	54	34	54
感染症病床	全県	28	28	28

5 医療提供体制の整備方針

(1) 基本的考え方

限られた医療資源を有効に活用し、地域の中で切れ目のない医療を提供できる体制を整備するため、医療機関の機能分担と連携、地域連携クリティカルパスの導入、かかりつけ医の機能強化等を推進する。

(2) 5疾病5事業及び在宅医療に係る医療連携体制の整備方針

疾病・事業	目的	主な施策	中間見直しの内容	
5 疾 病	がん	<ul style="list-style-type: none"> 科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の実施により、県民のがんの罹患率・死亡率を低下させる 県民本位の安心・安全で質の高いがん医療を提供することにより、県民のがんによる死亡率を低下させる 「がんになってもお互いに支え合い、安心して暮らしていける地域社会の構築」により、全ての県民の正しい理解の下で、がん患者・家族の様々な苦痛や不安を軽減させる 	<ul style="list-style-type: none"> 科学的根拠に基づく正しいがん予防に関する知識の普及啓発 たばこ対策・受動喫煙防止対策の推進 がん検診受診率の向上 がん診療連携拠点病院等の整備 愛媛県がん診療連携協議会における連携体制の強化 関係機関の連携による相談支援体制の充実 がんと診断された時からの緩和ケアの推進 がん患者等の就労を含む社会的な問題への対応 小児・AYA世代などがん患者・家族が適切な医療を受けられるための環境整備 	<ul style="list-style-type: none"> 県がん対策推進計画とあわせて、現行計画における取組みを引き続き推進
	脳卒中	<ul style="list-style-type: none"> 脳卒中を早期に予防・対応し、脳卒中の重症化・死亡を防ぐ 	<ul style="list-style-type: none"> 市町が行う保健指導の充実、健康診断や健康診査の受診促進 早期の治療開始に向けた救急搬送体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 「健康寿命」を関連データ・数値目標に追加

疾病・事業		目的	主な施策	中間見直しの内容
5 疾病		<ul style="list-style-type: none"> ・脳卒中を発症しても適切な治療を受け、日常生活の場に復帰できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・圏域ごとに脳卒中の急性期医療に対応できる体制の整備 ・脳卒中治療を集中して行う専用病室や脳梗塞に対する血栓回収術・t-PAによる血栓溶解療法等が実施可能な病院の整備の検討 ・病期に応じたリハビリテーションの実施 	
	心筋梗塞等の心血管疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・心筋梗塞等の心血管疾患を早期に予防・対応し、心血管疾患の重症化・死亡を防ぐ 	<ul style="list-style-type: none"> ・市町が行う保健指導の充実、健康診断や健康診査の受診促進 ・早期の治療開始に向けた救急搬送体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・数値目標「<u>退院患者平均在院日数（虚血性心疾患）</u>」を上方変更 ・「健康寿命」を関連データ・数値目標に追加
		<ul style="list-style-type: none"> ・心筋梗塞等の心血管疾患を発症しても適切な治療を受けることにより、日常生活の場に復帰できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・各地域における心筋梗塞等の心血管疾患の急性期医療に対応できる体制の整備 ・再発予防のため基礎疾患・危険因子の管理等への対応 ・病期に応じたリハビリテーションの実施 	
	糖尿病	<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病の発症リスクが高まっている者の生活習慣を改善し、糖尿病の発症・重症化を抑制する 	<ul style="list-style-type: none"> ・検査・治療や血糖コントロール等専門的指導を適切に実施できる医療体制の整備 ・糖尿病性腎症重症化予防プログラムの推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・「新規下肢切断術件数」「1型糖尿病治療に係る医療機関数」を関連データに追加
<ul style="list-style-type: none"> ・糖尿病が原因で死亡する人を減少させる 		<ul style="list-style-type: none"> ・急性合併症の治療が常時対応可能な医療体制の整備 ・合併症進行を防ぐため、血糖コントロールを行う専門病院への紹介受診や医療連携を推進 		
精神疾患	<ul style="list-style-type: none"> ・患者・家族のQOLが高く保たれている 	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ医等の専門的知識・理解の向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・「依存症専門医療等機関数」「摂食障害治療支援センター数」「てんかん診療拠点機関数」を関連データに追加 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・24時間365日体制で精神科救急医療を提供できる 	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科輪番体制の維持・拡充 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺のない社会を実現する 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の精神科医療機関の自殺対策に関する知識・理解の向上 		
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地において迅速かつ適切な精神保健医療を支援する 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害拠点精神科病院の整備 ・地域におけるDPAT活動の整備 		
5 事業	救急医療	<ul style="list-style-type: none"> ・傷病者の状態に応じた適切な救急医療を提供できる体制が整っている 	<ul style="list-style-type: none"> ・速やかな救急蘇生等の普及、適切な救急受診の促進 ・ドクターヘリやドクターカー等の効率的・効果的な運用 ・初期・二次・三次救急医療体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・数値目標「<u>交通事故死者数</u>」について、第11次愛媛県交通安全計画に合わせて変更 ・関連データ「救命救急センター充実段階評価Aの割合」「救命救急センター充実段階評価S及びAの割合」に変更

疾病・事業		目的	主な施策	中間見直しの内容
5 事業	災害医療・ 原子力災害 医療	・災害時に、救命できるはずの被災者が救命されている	・災害医療従事者の育成 ・災害時の円滑な医療救護体制の確保 ・緊急被ばく医療アドバイザーの設置	・「全ての施設が耐震化された災害拠点病院の割合」「保健所長を補佐し、救護班等の派遣調整を行うロジスティクス要員の数」について、目標年度を令和3年度から5年度に変更 ・「災害時小児周産期リエゾン任命者数」を関連データに追加
	へき地医療	・住み慣れた地域で健康を維持し、必要な医療が安心して受けられる	・医療従事者確保対策事業の推進 ・へき地医療拠点病院による巡回診療・代診医派遣等	・「主要3事業の年間実績」「必須事業の実施回数」を関連データに追加
	周産期医療	・安心して産み育てられる周産期医療体制を構築する	・総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターその他の地域周産期医療関連施設等との連携体制の強化 ・災害時の周産期医療体制維持のための体制整備	・数値目標「妊産婦死亡率」について、目標値上方変更 ・「ハイリスク妊産婦連携指導料1、2届出医療機関数」「災害時小児周産期リエゾン」を関連データに追加
	小児医療	・症状に応じて安心して子育てができる小児医療体制が整っている	・かかりつけ医や適切な救急受診等に関する普及啓発及び情報提供 ・地域の病院・診療所と緊急手術や入院等を行う専門的な医療機関との連携促進	・「災害時小児周産期リエゾン任命者数」「小児の訪問診療実施診療所・病院数」「小児訪問診療患者数」「小児訪問看護利用者数」を関連データに追加
在宅医療		・在宅医療に円滑に移行することができ、患者やその家族のQOLが維持向上する	・入院医療機関と在宅医療に係る機関が連携した、継続的な医療体制の構築を促進 ・医療・介護サービスの包括的な提供を行う、多職種からなる在宅チーム医療体制構築を促進	・在宅医療の需要・目標年次を令和2年度から5年度に変更 ・「小児訪問診療実施診療所・病院数」「小児訪問診療患者数」「訪問口腔衛生指導患者数」を関連データに追加

※在宅医療については、介護との連携が重要であるため、地域医療構想で推計した2025年の居宅等における医療の必要量を踏まえて、地域医療構想調整会議で地域の関係者が協議を行い、第7期介護保険事業（支援）計画におけるサービスの見込み量と統合的な整備目標を設定した。

6 5 疾病5事業及び在宅医療以外の取組み

医療に関する情報の提供の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機能情報提供制度の円滑な運営、病病・病診連携に向けたICTの活用 ・インフォームド・コンセント等患者に対する診療情報の積極的な提供 など 	
薬局・訪問看護ステーションの役割	<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ薬局・薬剤師の普及 ・訪問看護を担う人材の確保・養成 ・関係機関との連携強化や訪問看護ステーションの機能強化 など 	
医療の安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・院内感染対策や医療機器の保守管理等に関する指導、医療事故に関する情報提供の啓発 ・医療安全センターにおける相談員の資質向上 など 	
その他必要な対策	<ul style="list-style-type: none"> ・結核・感染症対策や臓器等移植対策、難病等対策、リハビリテーション等の推進 ・アレルギー疾患対策や、ロコモティブシンドローム・フレイル・誤嚥性肺炎等の高齢化に伴い増加する疾患等の対策の推進 など 	
保健医療従事者の確保	医師	<ul style="list-style-type: none"> ・自治医科大学卒業医師のへき地医療機関への配置 ・へき地医療医師確保奨学金制度、地域医療医師確保短期奨学金制度の運営 ・地域医療医師確保奨学金制度（地域特別枠）運営、地域医療支援センター設置 ・ドクターバンク事業の推進 など
	歯科医師	<ul style="list-style-type: none"> ・歯科医師の地域的な偏在の解消、障がい者等に対する歯科医療の充実 など
	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> ・薬剤師の安定的な確保、生涯研修体制の確立 など
	看護職員	<ul style="list-style-type: none"> ・質の高い看護職員の養成・確保と就労環境改善による離職防止・定着促進 ・特定行為研修について、地域の実情を踏まえた必要な体制の構築 など
保健・医療・介護・福祉の総合的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・保健、医療、福祉の包括的なサービス提供に向けた関係機関の有機的な連携 ・医療機関間の連携、医療・介護・福祉サービス間の連携による地域包括ケアシステムづくり ・家庭、地域、学校、企業が一体となった健康づくり ・育児不安の軽減や児童虐待の予防、乳幼児医療費の負担軽減 ・子ども療育センター等を中心とする障がい児総合支援体制の確立 ・高齢者に対する自立支援や介護予防・重度化防止、居宅・施設サービスの整備・充実化 ・精神障がい者地域移行支援事業の実施、就労移行支援体制の強化 など 	
健康危機管理体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・模擬訓練等による健康危機管理体制の整備・充実、保健所における人材育成や機器等整備 ・医薬品製造販売業者等に対する監視指導、食品関係営業者の自主的衛生管理推進 ・児童、高齢者及び障がい者に対する虐待防止策の推進 など 	
地域保健体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・保健所の専門的・技術的機能の強化 ・衛生環境研究所の調査研究の充実、関係機関との連携強化・機能分担 ・心と体の健康センターの総合的・効率的な相談支援を行う体制整備 など 	

7 地域医療構想

(1) 目標年次

2025 年

(2) 構想区域の設定と医療需要・病床の必要量の推計

構想区域	2025 年の医療需要（人/日）					2025 年の病床の必要量（床）				
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	在宅等	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	計
宇摩	38	247	265	200	933	51	317	294	217	879
新居浜・西条	147	644	609	596	3,425	196	826	677	648	2,347
今治	89	532	637	396	2,263	119	682	708	430	1,939
松山	586	1,556	1,860	1,689	11,986	781	1,995	2,067	1,836	6,679
八幡浜・大洲	44	379	624	408	2,680	59	486	693	443	1,681
宇和島	90	326	409	281	1,862	120	418	454	305	1,297
計	994	3,684	4,404	3,570	23,149	1,326	4,724	4,893	3,879	14,822

※医療機能の内容

機能	内容
高度急性期	・急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、診療密度が特に高い医療を提供する機能
急性期	・急性期の患者に対し、状態の早期安定化に向けて、医療を提供する機能
回復期	・急性期を経過した患者への在宅復帰に向けた医療やリハビリテーションを提供する機能 ・特に、急性期を経過した脳血管疾患や大腿骨頸部骨折等の患者に対し、ADL の向上や在宅復帰を目的としたリハビリテーションを集中的に提供する機能（回復期リハビリテーション機能）
慢性期	・長期にわたり療養が必要な患者を入院させる機能 ・長期にわたり療養が必要な重度の障がい者（重度の意識障がい者を含む）、筋ジストロフィー患者又は難病患者等を入院させる機能

(3) 将来あるべき医療提供体制

I	病床の機能の分化及び連携の推進	・病床機能の転換に必要な施設・設備の整備 ・不足する医療機能に特化した、専門医療人材の確保 ・ICTを活用した地域ネットワーク基盤の整備 など
II	在宅医療の充実	・入院患者への相談体制の整備 ・在宅医療を支える医師・歯科医師・薬剤師・看護師等の確保 ・在宅医療に係る情報提供、相談体制の整備 など
III	医療従事者の確保・養成	・拠点病院等からの医師派遣 ・医療従事者の勤務環境等の改善支援 ・スキルアップ支援、キャリア形成支援につながる教育研修機会の提供 など